

# 外国法事務弁護士制度研究会

平成 20 年 9 月 4 日

渥美総合法律事務所・外国法共同事業

弁護士 渥美 博夫

## 資料目次

- 資料 1. 弁護士法人のメリット・デメリット
- 資料 2. コンフリクトの問題
- 資料 3. 弁護士法人と共同事務所等の税務・社会保険の比較
- 資料 4. 弁護士法人と外弁との共同事業形態
- 資料 5. 一体型弁護士法人のメリット・デメリット
- 資料 6. 主要国との比較
- 資料 7. 『Q&A 弁護士法人法』 Q10 (16-17 頁) と Q32 (51-52 頁)
- 資料 8. 弊害防止策の選択肢
- 資料 9. 監査法人の特定社員制度
- 資料 10. 経歴. 弁護士渥美博夫/外国法事務弁護士バニー・ディクソン

## 弁護士法人のメリット及びデメリット

### ～弁護士同士の民法組合による共同経営（共同事務所）との比較～

#### 【弁護士法人のメリット】

- ◆ 弁護士業務の基盤を拡大・強化することにより、複雑多様化する法律事務に的確に対応し、国民の利便性の一層の向上を図られること（『Q&A 弁護士法人法』1頁）

①弁護士法人の場合、法人自体がその名で事件を受任し、従業員を雇用し、財産を取得、借入れ等を行うことができるので、弁護士事務所をめぐる法律関係の明確化が図られ、また、社員弁護士の死亡等による影響を遮断して事務所とその業務の継続性を図ることができ、ひいては依頼者の地位の安定も図られる。さらに、②弁護士法人の場合、内部留保等により社員の個人財産から独立した、弁護士法人自体に帰属する財産を保有維持できるので、①と相まって、事務所の基盤の拡大強化、専門化、総合化、大規模化に資する。他方、共同事業形態による場合、組合自体に法主体性はなく、また、組合財産の財産的独立性も弱く、組合事業の損益は各組合員に直接帰属するので、事務所全体としての基盤の拡大強化等につながりにくい。

- ◆ 源泉課税がないことによるキャッシュフローの効率化

弁護士法人の場合、顧客が支払う報酬には源泉徴収義務がないので、資金繰りに余裕を持つことができる。

- ◆ 社員の有限責任化（指定社員制度による場合）、補充責任

弁護士法人の場合、社員の法人債務に対する責任は補充的であり、また、指定社員制度を活用することにより、指定社員以外の社員の法人債務に対する責任を出資相当額に限定することができる（有限責任）。これに対して、民法組合による場合、組合債務に対する各組合員の責任は、損益分担割合による分割責任であるものの、1次的なかつ無限責任である。

- ◆ 事業会計の統一

組合事業による場合、事務所単位の収支のほか、組合員ごとに事業収支を計算する。他方、弁護士法人の場合には、法人事業に係る会計処理として統一される。

- ◆ 従たる法律事務所の設置が可能（活動の場所的範囲の拡大）
- ◆ 雇用弁護士を含む従業員の帰属意識の醸成  
弁護士法人の場合、雇用弁護士を含む従業員の雇用関係は、単一の法主体である弁護士法人との間で成立するので、従業員の帰属先が明確であり、帰属意識と横の連帯感を醸成する。他方、共同経営（事業）による場合、従業員の帰属先があいまいであり、帰属意識と横の連帯が生まれにくい。

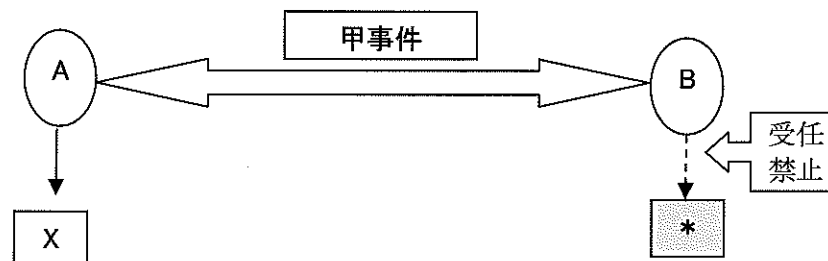
#### 【弁護士法人のデメリット】

- ◆ 二重課税（法人課税と個人所得に対する課税）  
もともと、一般的には、弁護士法人と民法組合のいずれの形態をとるかによりいずれの課税関係が有利であるかについては、長期的、総合的には一概にはいえないとされる。
- ◆ コンフリクトの問題が生じやすい。  
弁護士法人の場合、たとえば、受任している事件の相手方から同一事件を受任することは、担当の社員弁護士が異なる場合であっても、かつ、チャイニーズウォールを設置しても、コンフリクトに該当し、許されない。他方、共同事務所の場合、あるパートナー弁護士が受任している事件を別のパートナー弁護士が受任し職務を行うことは、チャイニーズウォールを設置すれば、コンフリクトに該当せず可能である。
- ◆ 原則として無限連帯責任（指定社員制度により指定社員を除く社員については有限責任とすること可能）
- ◆ 社会保険について、厚生年金及び政管健保が原則として強制加入となる結果、費用負担が増加する。

## コンフリクトの問題

《同事件の受任の禁止》～XがAから受任している事件(甲事件)を「\*」がBから受任する場面

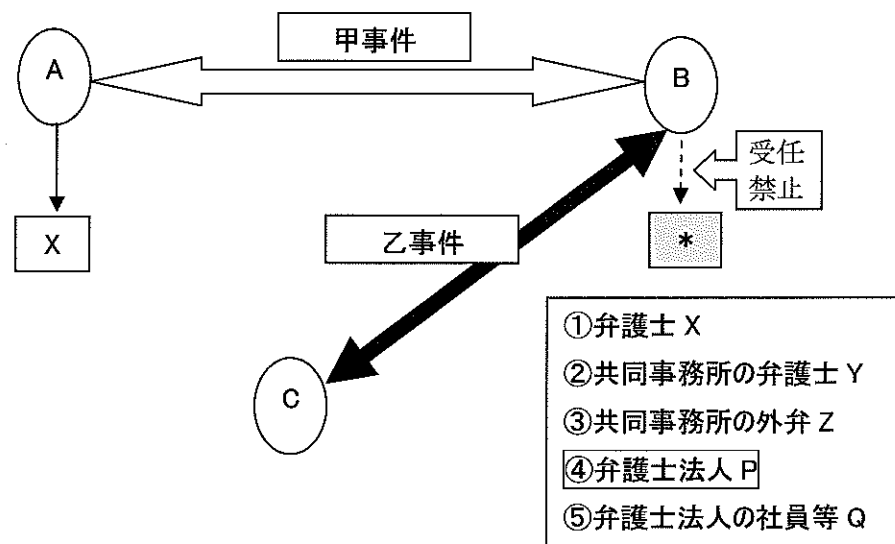
- ・当事者ABの同意があっても甲事件の受任は×
- ・但し、②③⑤の場合、チャイニーズウォールが構築されている場合には、OK



- ① 弁護士 X
- ② 共同事務所の弁護士 Y
- ③ 共同事務所の外弁 Z
- ④ 弁護士法人 P
- ⑤ 弁護士法人の社員等 Q

《他事件の受任の禁止》～XがAから受任している事件(甲事件)のBから「\*」が別事件(乙事件)を受任する場面

- ・Aの同意があれば乙事件の受任はOK
- ・また、②③⑤の場合、チャイニーズウォールが構築されている場合にも、OK



## 弁護士法人と共同事務所等の税務・社会保険の比較

	《比較事項》	弁護士法人	弁護士同士の共同事務所 (民法組合)	弁護士法人と外国法事務弁護士(外弁)による 外国法共同事業(民法組合)												
税務	二重課税(法人税課税と個人所得課税) ※法人税率/所得税率	弁護士法人の所得に対して法人税が課され、社員弁護士の所得に対して所得税が課される(二重課税)。  ※ 弁護士法人の所得計算上、社員弁護士に毎月同額支給される給与は、損金算入される。  ※ 法人税の基本税率は30%(但し、出資金1億円以下の中小法人に該当する場合には、800万円までの部分について22%の軽減税率)  ※ 所得税率は、以下の超過累進税率 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>195万円以下</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>195万円超 330万円以下</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>330万円超 695万円以下</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>695万円超 900万円以下</td> <td>23%</td> </tr> <tr> <td>900万円超 1800万円以下</td> <td>33%</td> </tr> <tr> <td>1800万円超</td> <td>40%</td> </tr> </table>	195万円以下	5%	195万円超 330万円以下	10%	330万円超 695万円以下	20%	695万円超 900万円以下	23%	900万円超 1800万円以下	33%	1800万円超	40%	民法組合には法人税の適用がなく、組合事業に係る所得は、各組合員個人に直接帰属し、各人の所得に対して所得税が課される(パススルー)。  ※所得税率は左欄ご参照	民法組合には、法人税の適用がなく、組合事業に係る所得は各組合員に直接帰属する(パススルー)。弁護士法人に帰属する所得については法人税が課され、外弁に帰属する所得については所得税が適用される。
195万円以下	5%															
195万円超 330万円以下	10%															
330万円超 695万円以下	20%															
695万円超 900万円以下	23%															
900万円超 1800万円以下	33%															
1800万円超	40%															

<p>社員弁護士/パートナー弁護士 所得の取扱い</p> <p>※給与所得と事業所得の相違</p>	<p>給与所得として所得税が課される（源泉徴収必要、法人からの年収 2000 万円超又は法人以外からの所得が 20 万円超なら確定申告必要）。</p> <p>(1) 給与所得の金額は、原則として、 （収入金額－給与所得控除額） である。 但し、特定支出（①通勤費、②転勤費、③研修費、④資格取得費、⑤単身赴任者帰宅旅費の 5 種類）の合計額が給与所得控除額を超える場合には、当該超過額が追加的に控除される。 ※給与所得控除は、収入金額に応じて定められる、いわゆる概算控除である。</p> <p>(2) 個人事業税及び消費税を納める必要がない。</p>	<p>事業所得として所得税が課される（報酬に対して源泉徴収されたうえ、確定申告必要）。</p> <p>(1) 事業所得の金額は、 （総収入金額－必要経費） である。</p> <p>(2) 原則として、個人事業税及び消費税を納める必要がある。</p> <p>※給与所得と事業所得の相違</p> <p>事業所得の場合、所得税のほか事業税や消費税が課税されることもある反面、必要経費については事業関連性が認められる限り算入上限がない。一方、給与所得の場合には、弁護士法人の段階で社員への支払い報酬の他事業経費が法人税法に従い一定の限度で損金算入されるとともに、給与所得の計算上、原則としていわゆる概算の必要経費である給与所得控除（概算控除）のみ認められる。なお、弁護士法人において、事業税や消費税は、法人の段階で課税される。よって、弁護士業務に係る利益を給与所得で受けるか事業所得で受けるか、いずれが課税関係上有利であるかは一概には言えない。</p>	<p>弁護士法人の社員弁護士が弁護士法人から受ける組合事業に係る所得は給与所得、外弁が受ける組合事業に係る所得は事業所得として、それぞれ所得税が課税される。</p>
---	---	--	--



	<p>臨時のボーナスの取扱い</p>	<p>給与所得として所得税が課される。          なお、弁護士法人の所得計算上は、原則として損金算入できない（二重課税）。          但し、定期支給でなくても、事前に支給額、支給時期等を届け出ること等、一定の要件を満たせば、損金算入可（事前確定届出給与）。</p>	<p>実際の金銭の受領の方法に関わらず、事業所得として所得税が課される。</p>	<p>弁護士法人の社員弁護士については弁護士法人、外弁については共同事務所における取扱いにそれぞれ準じる。</p>
	<p>弁護士報酬支払時における顧客の源泉徴収義務</p>	<p>なし          弁護士法人としては、源泉徴収されない分、資金繰りに余裕が出てくる。</p>	<p>あり          1回の報酬額が100万円以下であれば10%、100万円を超える場合は超える部分について20%を源泉徴収し、税務署に納税する義務が生ずる。</p>	<p>弁護士法人と外弁との共同受任による場合、弁護士法人に対する報酬相当分について源泉徴収を免れるためには、ひとつの報酬の中で、弁護士法人と外弁それぞれが受領すべき報酬の額を明確に区分する必要がある。これができなければ、外弁に対する報酬の支払いについて源泉徴収義務を負う顧客としては、税務署から源泉徴収義務懈怠を指摘されないように、全額源泉徴収扱いとすることになる。</p>
	<p>内部留保</p>	<p>可          留保金により事務所の継続性・安定性が高まり、設備投資もしやすい。</p>	<p>不可</p>	<p>組合事業に係る収益と損失は、弁護士法人と外弁との間で損益分配割合に応じて分配されるところ、弁護士法人では内部留保が可能であるが、外弁ではできない。</p>
	<p>繰越欠損の損金算入/純損失の繰越控除</p>	<p>法人の所得について、7年（青色申告提出事業年度に生じたもの）</p>	<p>事業所得について、3年（青色申告）</p>	<p>組合事業に係る収益と費用は、弁護士法人と外弁との間で損益分配割合に応じて配分されるところ、弁護士法人については法人所得の計算上、外弁については事業所得の計算上それぞれ考慮</p>

	<p>生命保険掛金の所得控除の可否</p>	<p>養老保険（積立型）：</p> <p>(1) 死亡・満期ともに受取人が法人の場合は法人の資産計上</p> <p>(2) 死亡受取人が遺族、満期受取人が法人（全員加入の場合）は保険料の2分の1が資産計上され、2分の1は福利厚生費（損金算入）</p> <p>(3) 死亡・満期の受取人が個人の場合は給与（損金）算入され源泉徴収</p> <p>定期保険（掛捨て型）</p> <p>(1) 死亡受取人が法人の場合は損金算入</p> <p>(2) 死亡受取人が遺族の場合は損金算入。ただし、役員その他の特定の使用人のみを被保険者としている場合は給与（損金）算入され、源泉徴収される。</p>	<p>生命保険料と個人年金保険料それぞれ最高 5 万円まで、合計最高 10 万円までいわゆる「生命保険料控除」として所得控除される。</p>	<p>される。</p> <p>弁護士法人、外弁それぞれで考慮する。</p>
	<p>社宅等の費用の損金算入</p>	<p>あり</p> <p>法人が社員弁護士に社宅を提供する場合、法人が負担する社宅に関する費用は、原則として損金算入できる。</p> <p>ただし、当該社員が受ける経済的利益については、</p>	<p>事業主本人の居宅に係る費用は、その一部を事務所として使用しない限り、必要経費算入の余地はない（居宅部分は必要経費算入は不可）。</p>	<p>弁護士法人、外弁それぞれで考慮する。</p>

		<p>①借り上げ社宅については当該社員が法人が支払う賃料の 50%以上負担すれば給与課税はない。</p> <p>②法人所有の社宅については、固定資産税の課税標準を基に当該社員の負担額を計算し、この負担額を当該社員が支払えば給与課税はない。</p>		
	<p>退職所得の損金算入</p> <p>※退職所得控除と 1/2 課税</p> <p>※小規模企業共済の加入継続の可否</p>	<p>弁護士法人は社員弁護士に退職金を支払うことができ、過大部分を除き、全額損金算入可。</p> <p>支給される社員弁護士には退職所得となる。この場合、退職者は支給されるまでに支給者に「退職所得の受給に関する申告書」（退職所得申告書）を提出した場合に限り、次の計算式に基づく税額が分離課税（源泉徴収）されて課税関係が終了する【計算式：（退職金－退職所得控除額）×1/2×所得税の累進税率】。退職所得申告書を提出しなかった場合には、退職金額に一律 20%が源泉徴収され、確定申告によって上記計算式に基づく税額との差額の還付を受けられる仕組み。</p> <p>※退職所得控除と 2 分の 1 課税により累進税率の適用が緩和される。</p>	<p>事務所から弁護士への退職金の支給は不可。</p> <p>但し、小規模企業共済契約の掛け金は支払額の全額（年 84 万円が掛け金の上限）が弁護士の所得から控除される。それに基づく共済金等については退職所得として課税対象となる（課税所得額の計算は左欄参照）。</p>	<p>弁護士法人、外弁それぞれで考慮する。</p>

	<p>※退職所得控除（以下原則） 勤続年数 20 年以下：40 万円×勤続年数 勤続年数 20 年超：800 万円+70 万円× （勤続年数-20）</p> <p>※小規模企業共済の加入継続の可否 「小規模企業者」（常時使用する従業員の数が5人以下の個人であって、商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むもの等）の地位を有する限り加入継続できる。しかし、かかる地位を維持するのは事実上困難と思われる。また、仮に維持するとしても、個人事業主としての業務を一切行わない選択をしたときは、事業廃止を理由に共済金を受け取ることができ、これは退職所得となる。</p>		
社員弁護士/パートナー弁護士の旅費・日当	旅費規程を作成することにより旅費・日当の支払いも損金算入可。この場合、社員弁護士には課税されない。	旅費は実費精算により必要経費算入可、日当は必要経費算入不可。	弁護士法人の社員弁護士、外弁それぞれで考える。
交際費の損金算入	<p>損金算入が制限</p> <p>(1) 出資金 1 億円以下の場合、(400 万円×事業年度月数) ÷12 に達するまでの金額の 10%と(400 万円×事業年度月数) ÷12 を超える場合その超える金額の合計額が損金不算</p>	弁護士業務と関連がある限り全額必要経費算入可	組合事業に係る交際費は、弁護士法人と外弁との損益分配割合に応じて配分され、それぞれにおいて処理される。

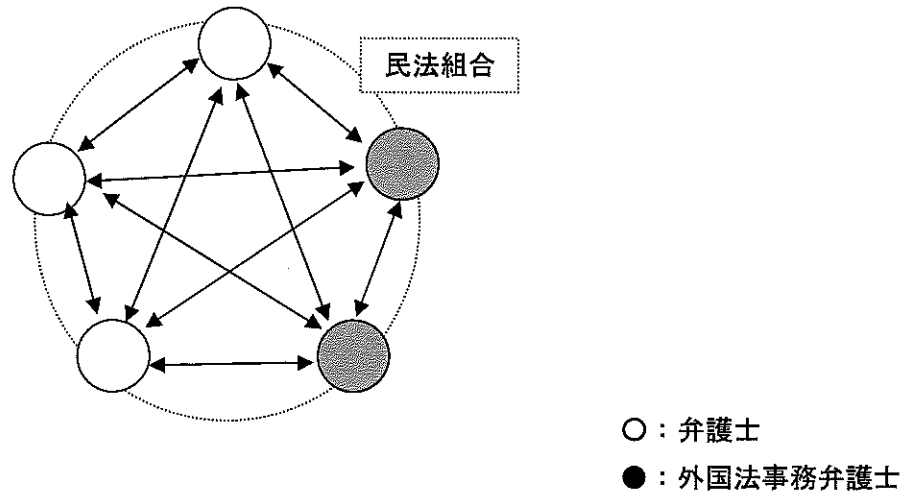
	入 (2) 出資金1億円超の場合、全額が損金 不算入		
弁護士（又は弁護士法人）が発 行する領収書等の収入印紙	必要（印紙税法別表第一課税物件表第17 号）	不要（非課税文書「営業に関しない受取書」に 該当する（印紙税法別表第一課税物件表第17、 印紙税法基本通達別表第1第17号文書26項。） なお、外弁の発行する領収書も同様の扱いにな ると考えられる。	請求書の発行名義による。 弁護士法人と外弁との共同受任の場合に、共同 名義で領収書を発行するときは、弁護士法人の 発行する領収書と同様の取扱いになるとされる。 もっとも、（実務にそぐわないという問題は あるものの）それぞれの受取金額を区分して表 示できる場合には、弁護士法人の受取金額を課 税標準として税率を決定するのが合理的と考え られる。
社員弁護士/パートナー弁護士 個人の業務活動（競業禁止義務）	他の社員弁護士の承諾があれば可能（弁 法30-19Ⅱ）。監査役や管財人の報酬は当 該弁護士の事業所得となり、別途個人と して確定申告が必要となる。	各自で受任できる。	弁護士法人、外弁それぞれで受任できる。弁護 士法人の社員弁護士については、弁護士法人の 場合と同様。
弁護士報酬の消費税の申告・納 税の要否 ※消費税率4%（国税） 1%（地方消費税）	出資金を1000万円未満とすれば設立後2 期まで消費税の申告・納税不要	個人事業者として、原則として申告・納税必要 （但し、前々年の課税売上高が1000万円以下の 場合は免除されるので、売上を個々の弁護士に 分散することによりこの免税枠を享受する余地 がある。）	民法組合には消費税の適用がない。 組合事業全体の課税売上と課税仕入は損益分配 割合に応じて弁護士法人と外弁に分配され、そ れぞれで納付すべき消費税等の額の計算がなさ れる。
消費税簡易課税制度の利用の可 否	基準期間の売上高が5,000万円以下であ れば実際の課税仕入れ等の税額を計算 することなく、課税売上高から仕入控除	簡易課税制度を利用する余地が大きい（組合事 業全体の課税売上を各組合員の損益分配割合に 応じて分配した後の各課税売上に基づき組合員	組合事業全体の課税売上を弁護士法人と外弁に 損益分配割合に応じて分配した後の、それぞ れの課税売上に応じて判定される。

		税額の計算を行うことができる「簡易課税制度」の適用を受けることができる（みなし仕入れ率は50%）。ただし、法人レベルの課税売上高の点で、簡易課税制度を利用する余地は小さい。	ごとに簡易課税制度が適用になるか判定されるため。）。	
事業税（法人事業税／個人事業税）の税率	出資金が1億円以下の法人の場合、法人所得を課税標準として所得金額が 年400万円以下は5% 年800万円までは7.3% 年800万円以上は9.6% （地方税法72条の24の7）	前年の事業所得の5%（但し、年290万円の事業主控除あり）（地方税法72条の49の10）	弁護士法人、外弁それぞれで考慮する。なお、弁護士法人の社員弁護士の給与所得には事業税はかからない。	
住民税（法人住民税／個人住民税）の税率	均等割＋法人税割 ①均等割：都道府県民税の場合、出資金額に応じて年額2万円から80万円まで、市町村民税の場合は、出資金額と従業員数に応じて、年額5万円から300万円まで段階的にスライドするように定められている（地方税法52条、312条）。東京都の場合は年額7万円から380万円まで。 ②法人税割：法人税額を基準とし標準税率は17.3%（都道府県民税5%、市町村民税12.3%）（地方税法51条、314条の4）。東京都の場合は最高20.7%（但し、東京23区内に事務所がある場合で	均等割＋所得割 ①均等割：都道府県/1000円、市町村/3000円（地方税法38条、310条） ②所得割：前年の所得を基準に一律10%（都道府県民税4%、市町村民税6%）（地方税法35条、314条の3）	弁護士法人、外弁それぞれで考慮する。弁護士法人の社員弁護士については外弁と同様、個人住民税が課される。	

		出資金 1 億円以下で法人税額 1000 万円以下のときは 17.3%) *法人所得を標準に引きなおすと約 6%		
年金	厚生年金への強制加入	あり（適用除外なし） ・国民年金基金から脱退 ・保険料は労使折半。法人は半額を負担する必要があるが、経費として落とすことができる。個人負担分は所得控除となる。	なし（任意で厚生年金加入も可） ・国民年金に加入	社員弁護士は弁護士法人に使用される者と扱われ、厚生年金の被保険者となる。弁護士法人と外弁により共同雇用される者（雇用弁護士や従業員）の場合をどう考えるか。
健康保険	政管健保への強制加入	あり（ただし、健康保険の適用除外を申請すれば弁護士健保の継続も可） ・保険料負担は増大。	なし ・国保又は弁護士健保に加入（任意で政管健保加入も可）	社員弁護士は弁護士法人に使用される者と扱われ、政管健保の被保険者となる。弁護士法人と外弁により共同雇用される者の場合にどう考えるか。

（日弁連・日弁連税制委員会編「[四訂版]法律事務所の経理と税務」（新日本法規出版）（2008）他参照）

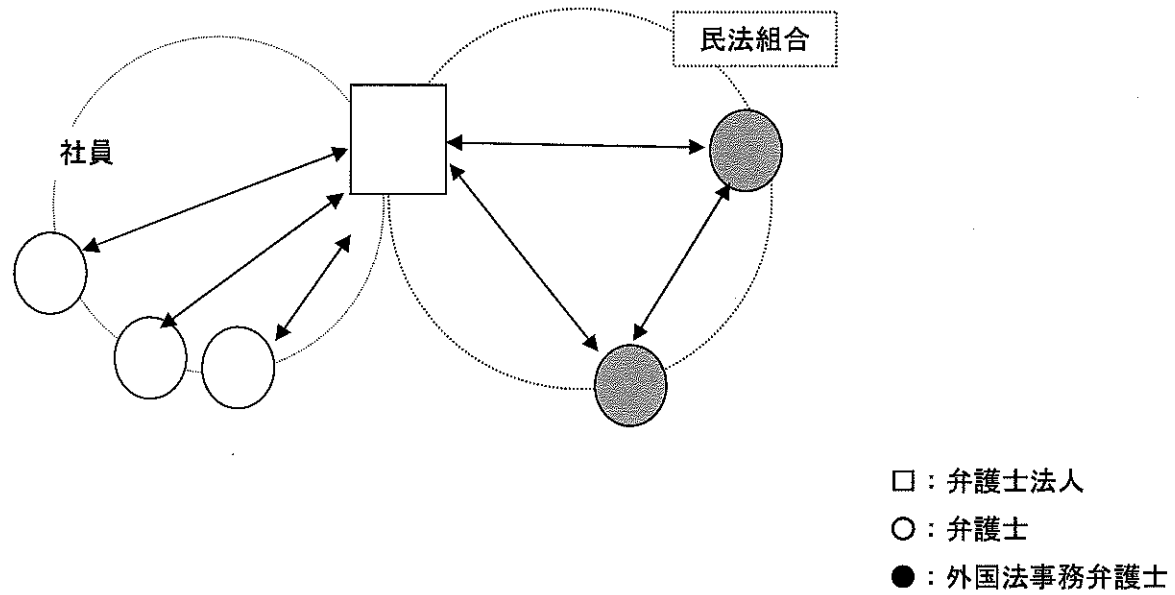
I 弁護士と外国法事務弁護士による外国法共同事業（現行法[外弁法]上可能）



※「外国法共同事業」とは、外国法事務弁護士と弁護士又は弁護士法人とが、組合契約その他の継続的な契約により、共同して行う事業であって、法律事務を行うことを目的とするものをいう（外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法 2 条 15 号）

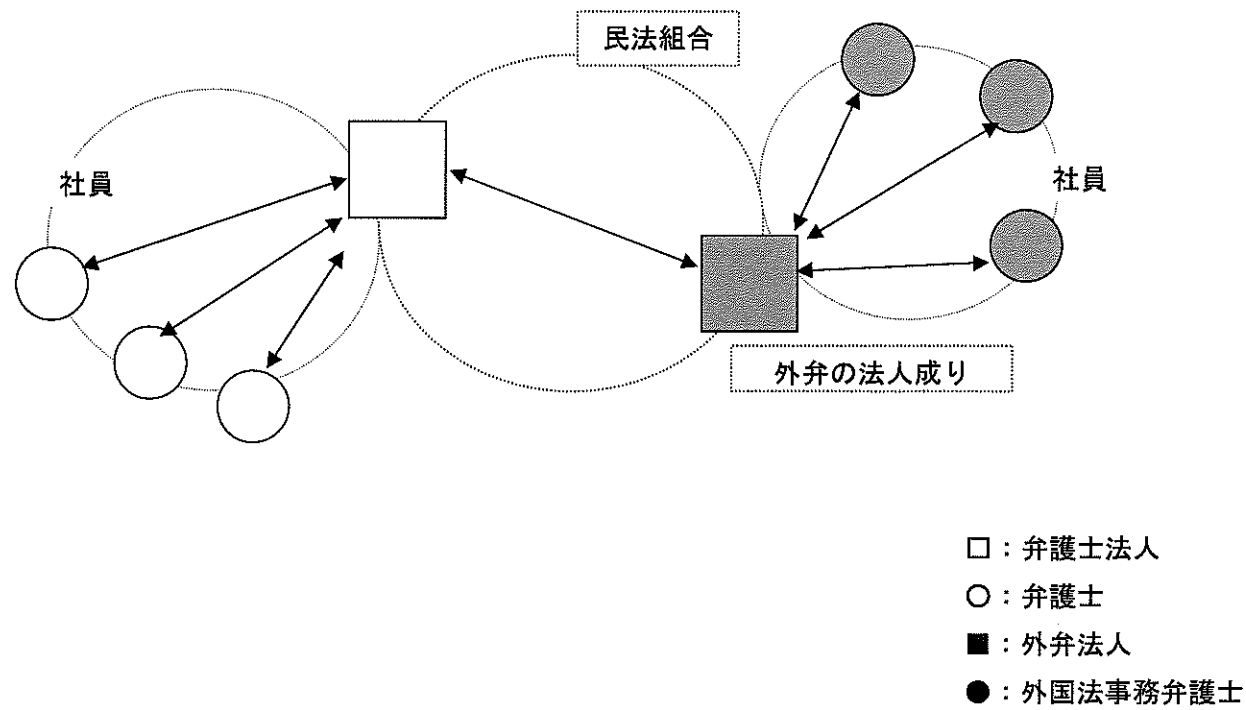


Ⅱ 弁護士法人と外国法事務弁護士による外国法共同事業(現行法[外弁法]上可能)

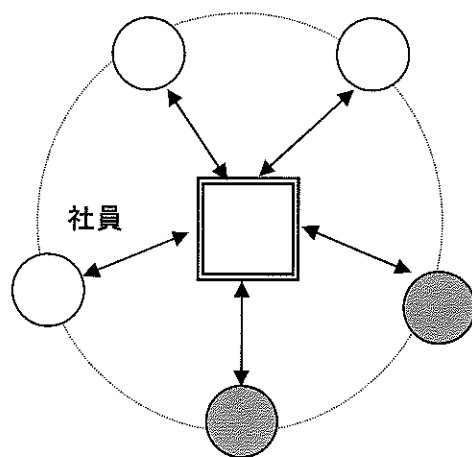


Ⅲ 弁護士法人と外弁法人による外国法共同事業の可能性

※ 【前提】として、「外弁の法人成り」及び「弁護士法人と外弁法人との外国法共同事業」が認められること



IV 弁護士と外弁を社員とする弁護士法人の可能性



- : 弁護士法人
- : 弁護士
- : 外国法事務弁護士

## 外弁に弁護士法人の社員資格を認めること（いわゆる一体型弁護士法人）の メリット及びデメリット

### A. ～弁護士と外弁の民法組合による外国法共同事業との比較～

#### 【一体型弁護士法人のメリット】

- ◆ 弁護士業務の基盤を拡大・強化することにより、複雑多様化する法律事務に的確に対応し、国民の利便性の一層の向上を図られる（『Q&A 弁護士法人法』1頁）
  - ・ 法律関係の明確化、業務の継続性、依頼者の地位の安定
  - ・ 内部留保が可能、基盤の拡大強化、総合化、大規模化
- ◆ 源泉課税がないことによるキャッシュフローの効率化
- ◆ 社員の有限責任化（指定社員制度による場合）、補充責任
- ◆ 事業会計の統一
- ◆ 従たる法律事務所の設置が可能（活動の場所的範囲の拡大）
- ◆ 雇用弁護士を含む従業員の帰属意識の醸成

#### 【一体型弁護士法人のデメリット】

- ◆ 二重課税（法人課税と個人所得に対する課税）

- ◆ コンフリクトの問題が生じやすい。
- ◆ 原則として無限連帯責任（指定社員制度により指定社員を除く社員については有限責任とすること可能）
- ◆ 社会保険について、厚生年金及び政管健保が原則として強制加入となる結果、費用負担が増加する。
- ◆ 外弁による権限外法律事務の取扱い又は雇用弁護士を介した不当な関与のおそれ
- ◆ 外弁が社員として法人の意思決定に影響を及ぼすことにより、弁護士を間接的に支配するおそれ

B. ～弁護士のみ社員資格を有する弁護士法人（いわゆる別体型弁護士法人）と外弁の民法組合による外国法共同事業との比較～

【一体型弁護士法人のメリット】

- ◆ 弁護士業務の基盤を拡大・強化することにより、複雑多様化する法律事務に的確に対応し、国民の利便性の一層の向上を図られる（『Q&A 弁護士法人法』1頁）
  - ・ 弁護士法人と外弁の共同事業による場合、結局、弁護士法人化のメリットの多くを完全には享受できない。
  - ・ 弁護士法人と外弁の共同事業による場合、弁護士法人レベルでは、内部留保が可能であるが、事務所全体としての内部留保ができないので、結局、基盤の拡大強化につながりにくい。
  
- ◆ 源泉課税がないこと
  - ・ 弁護士法人と外弁の共同事業による場合、弁護士法人に対する報酬には源泉徴収義務がない反面、外弁に対する報酬には源泉徴収義務があるので、顧客の税務処理に混乱を生じかねない。
  
- ◆ 社員の有限責任化（指定社員制度による場合）、補充責任
  
- ◆ 事業会計の統一
  
- ◆ 従たる法律事務所の設置が可能（活動の場所的範囲の拡大）
  
- ◆ パートナー同士の一体感
  - ・ 弁護士法人と外弁の共同事業による場合、弁護士と外弁との連帯感・一体感を阻害するおそれがある。また、不合理な区別による疎外感を外弁に与えかねない。
  
- ◆ 雇用弁護士を含む従業員の帰属意識の醸成

【一体型弁護士法人のデメリット】

- ◆ 二重課税（法人課税と個人所得に対する課税）
  - ・ もっとも、共同事業を行う弁護士法人については、同様に二重課税の問題がある。
- ◆ 原則として無限連帯責任（指定社員制度により指定社員を除く社員については有限責任とすること可能）
  - ・ もっとも、共同事業を行う弁護士法人レベルでは、有限責任とすることができる。
- ◆ 社会保険について、厚生年金及び政管健保が原則として強制加入となる結果、費用負担が増加する。
- ◆ 外弁による権限外法律事務の取扱い又は雇用弁護士を介した不当な関与のおそれ
- ◆ 外弁が社員として法人の意思決定に影響を及ぼすことにより、弁護士を間接的に支配するおそれ

## C. ～弁護士法人（弁護士を社員とする法人）と外弁法人（外弁を社員とする法人）との外国法共同事業との比較～

【一体型弁護士法人のメリット】<sup>1</sup>

- ◆ 弁護士業務の基盤を拡大・強化することにより、複雑多様化する法律事務に的確に対応し、国民の利便性の一層の向上を図られる（『Q&A 弁護士法人法』1頁）
  - ・ 弁護士法人と外弁法人の共同事業による場合、結局、弁護士法人化のメリットの多くを完全には享受できない。
  - ・ 弁護士法人と外弁法人の共同事業による場合、それぞれで内部留保が可能であるが、事務所全体として統一して内部留保できないので、結局、事務所一体としての基盤の拡大強化につながりにくい
- ◆ 事業会計の統一
  - ・ 共同事業を行う弁護士法人及び外弁法人は、事業会計を三つに分断して作る必要があり、煩雑であるし混乱を招く。
- ◆ パートナー同士の一体感
- ◆ 従たる法律事務所の設置が可能（活動の場所的範囲の拡大）
- ◆ 雇用弁護士を含む従業員の帰属意識の醸成

【一体型弁護士法人のデメリット】<sup>2</sup>

- ◆ 原則として無限連帯責任（指定社員制度により指定社員を除く社員については有限責任とすること可能）

<sup>1</sup> 顧客から支払われる報酬に源泉課税のないことは、一体型弁護士法人に限らず、共同事業を行う弁護士法人や外弁法人に対する報酬についても同様にあてはまる。社員の有限責任化・補充責任は、共同事業を行う弁護士法人内の社員レベルで見れば同様。なお、従たる法律事務所による場所的活動範囲の拡大については、弁護士法人では認められるが、外弁法人に認められるか等は現段階では不透明。

<sup>2</sup> 二重課税や社会保険によるコスト増も、共同事業を行う弁護士法人や外弁法人では同様に問題となりうる。



- ◆ 外弁による権限外法律事務の取扱い又は雇用弁護士を介した不当な関与のおそれ
- ◆ 外弁が社員として法人の意思決定に影響を及ぼすことにより、弁護士を間接的に支配するおそれ

## 主要国との比較

	米国	英国	ドイツ
① 外国弁護士が法人の社員となることの可否	<p>次の2点を満たせば、外国弁護士も弁護士と共に法人の社員となることが可能。</p> <p>① ここにいう外国弁護士は、当該外国において弁護士であると認められる者でなければならない。ニューヨーク州では、同州の弁護士に要求されるのと同様な法教育及び倫理基準を満たした者でなければならないとする。</p> <p>② 社員は、当該事務所が法律業務を行う jurisdiction の資格を有する必要がある。ここでいう資格は弁護士資格だけではなく legal consultant でもよい。</p> <p>ニューヨーク州では、Foreign Legal Consultant は、professional corporation の株主となることが可能とされている。</p> <p>なお、多くの州において、Foreign Legal Consultant の業務は資格国法に限定されている。</p>	<p>日本の外国法事務弁護士に相当する Registered foreign lawyer は、日本の弁護士法人に相当する LLP 及び Company の出資者、社員又は構成員になることが可能。</p> <p>なお、現在のところ Non-registered foreign lawyer は、LLP 及び Company の出資者、社員又は構成員になることができないが、2009年3月以降、Non-registered foreign lawyer も、non-lawyers legal disciplinary practices (LDPs) 及び alternative business structures (ABSs) といった新しい組織形態による法律事務所の出資者、社員又は構成員になることができるよう改革が進められている。</p>	<p>ドイツ連邦弁護士法に定めるヨーロッパン弁護士及び外国弁護士は、Rechtsanwaltsgesellschaft(レヒツアンバルトゲゼルシャフト)(有限会社)の社員となることが可能。</p> <p>但し、株式及び議決権の過半数はドイツ弁護士が保有しなければならない。</p>
② 社員が外国弁護士に限定される特別な法人の存否	<p>なし。ただし、professional corporation など米国の弁護士に利用されているの同一の組織形態の社員が外国弁護士のみであることも州によっては許容されていると思われる。もっとも、当該外国弁護士は法律業務を行う jurisdiction の資格を有する必要がある。</p>	なし	なし

※備考	以上は、多くの州で採用されている ABA Model Rules of Professional Conduct による。ニューヨーク州は ABA Model Rules of Professional Conduct を採用していないが、ほぼ同様である。	以上は、Solicitor の法律事務所を検討対象としている。	
-----	--	---------------------------------	--

**Q10** 外国法事務弁護士の法人化の見通しはどうなっていますか。

**A** わが国の外国法事務弁護士の多くは、外国ローファームに所属する者であり、わが国にある外国法事務弁護士事務所の多くは、外国ローファームの支所としての機能を有しています。そして、それら外国ローファームの母国における設立形態は、必ずしも法人制度によるものではなく、パートナーシップによる場合も多いなど、各国の実情が区々であることから、これまでのところ、外国法事務弁護士事務所の法人化を強く求める要請はほとんどありません。

また、外国法事務弁護士事務所の法人化を制度設計するに当たっては、わが国の弁護士との関係で資格法制上の問題（弁護士と共同して法人化することを認めるか、弁護士の雇用を認めるかなど）も生じますし、法人が取り扱うことのできる外国法の限定（原資格国法や特定外国法との関係など）をどのように図るかなど外国法事務弁護士制度に固有の問題もあり、慎重な検討が必要といえるでしょう。

なお、外国法事務弁護士に関しては、弁護士との共同事業（特定共同事業）に関する一層の規制緩和が求められており（注1）（注2）、今後、共同事業制度のあり方が見直されていくこととなりますが、外国法事務弁護士の法人化についても、具体的ニーズが寄せられれば、その要否やそのあり方について検討が加えられるものと思います。

（注1） 規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）

「日本法及び外国法を含む包括的、総合的な法律サービスを国民・企業が受け得る環境を整備する観点から、外国法事務弁護士と弁護士による包括的・総合的な協力関係に基づく法律サービスがあらゆる事案について提供できるよう、司法制度改革審議会が行う検討の結果をも踏まえて、特定共同事業の目的に関する規制を見直すなど所要の措置を検討する。（平成13年度検

討、平成14年度結論、平成15年度措置）」

（注2） 司法制度改革審議会意見（平成13年6月12日）においては、「日本弁護士と外国法事務弁護士等との提携・協働を積極的に推進する見地から、例えば特定共同事業の要件緩和等を行うべきである。」と提言されており、今後、司法制度改革推進本部において検討が進められ、3年以内を目途に法改正を含む必要な措置がとられる見通しです。

（参考） 平成13年12月19日現在、登録済みの外国法事務弁護士は合計177名であり、原資格国別にみると、米国110名、英国29名、中国10名の順となっています。

また、同月20日現在、特定共同事業（わが国の弁護士と外国法事務弁護士による共同事業）の届出件数は21件です（法務省調べ）。

**Q32** 沖縄弁護士や外国法事務弁護士は、弁護士法人の社員になることができますか。

**A** ① 沖縄弁護士や外国法事務弁護士は、弁護士法にいう「弁護士」ではないため、いずれも弁護士法人の社員になることはできません。

② 「沖縄弁護士」とは、沖縄復帰の際に沖縄の法令の規定による弁護士であった者で、沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法および沖縄弁護士に関する政令(注)に基づき、日本弁護士連合会に備える沖縄弁護士名簿に登録され、原則として沖縄県の区域内において、弁護士法第3条に規定する事務を行うことができるとされたものです。

沖縄県の区域内においては、完全に弁護士と同一の権限を付与されていますが、弁護士法人は、活動領域が沖縄県の区域内に限定されるものではないため、資格法制上困難な問題を生ずることなどから、社員になることはできないものとされました。

③ 「外国法事務弁護士」とは、外国において弁護士となる資格を有し、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法に基づき、法務大臣による資格承認を受け、日本弁護士連合会に備える外国法事務弁護士名簿に登録された者であり、わが国において、外国法に関する法律事務を行うことができます。

外国法事務弁護士は、日本法に関する法律事務を行うことはできず、日本の弁護士を雇用することも禁じられているものであり(同法第49条第1項)、日本法に関する法律事務を取り扱い、弁護士を雇用することなどが想定される弁護士法人の社員となることを認めることは、資格法制上困難な問題を生ずることになるため、社員になることはできないとさ

れたものです。

④ ただし、いずれについても、弁護士法人の使用人となることは何ら禁止されるものではありません。

(注) 沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法(昭和45年法律第33号)第7条(暫定措置)

「沖縄の復帰の日の前日において沖縄の法令の規定による弁護士である者(弁護士法の規定による弁護士となる資格を有する者を除く。)は、沖縄の復帰の月以後引き続き行う限り、当分の間、政令で定めるところにより、沖縄において、同法第3条に規定する事務を行うことができる。」

沖縄弁護士に関する政令(昭和47年政令第169号)第1条(沖縄弁護士が事務を行なうことができる地域)

「琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生日(以下「復帰の日」という。)の前日において沖縄の法令の規定による弁護士である者で、弁護士法(昭和24年法律第205号)第4条又は第5条の規定による弁護士となる資格を有しないものは、次条第1項の規定による登録を受け、沖縄弁護士の名称を用いて、沖縄県の区域内及び第8条の許可を受けた場合にあっては沖縄県の区域外において、弁護士法第3条に規定する事務を行なうことができる。」

同政令第2条(沖縄弁護士名簿への登録)第1項

「沖縄弁護士となるには、日本弁護士連合会に備えた沖縄弁護士名簿に登録されなければならない。」

同政令第8条(沖縄県の区域外で事務を行う場合における裁判所の許可)

「沖縄県の区域内に置かれる裁判所又は裁判所の支部において取り扱っている事件を受任している沖縄弁護士は、当該事件に関し沖縄県の区域外において弁護士法第3条に規定する事務を行なう必要があるときは、当該事件を取り扱っている裁判所の許可を受けなければならない。」

## 弊害防止策の選択肢

<p style="text-align: center;"><b>例 1 :</b> 外国法事務弁護士の社員の割合を制限</p>	<p>弁護士法人の社員のうちに外国法事務弁護士である社員の占める割合を 50%未満に制限する。</p> <p>(参考)</p> <p>ドイツ連邦弁護士法 (Bundesrechtsanwaltsordnung) 59e 条 2 項第 1 文</p> <p>株式及び議決権の過半数はドイツ弁護士が保有しなければならない。</p> <p>公認会計士法 34 条の 4 第 3 項</p> <p>監査法人の社員のうちに公認会計士である社員の占める割合は、百分の五十を下らない内閣府令で定める割合以上でなければならない。</p> <p>公認会計士法施行規則 19 条</p> <p>法第三十四条の四第三項 に規定する内閣府令で定める割合は、<u>百分の七十五</u>とする。</p>
<p style="text-align: center;"><b>例 2 :</b> 外国法事務弁護士のみの社員で構成される弁護士法人の禁止</p>	<p>弁護士法人の社員に 1 人以上の弁護士がいることを要件とする。</p>
<p style="text-align: center;"><b>例 3 :</b> 弁護士法人の権限外法律事務の関与の制限</p>	<p>弁護士法人の権限外法律事務のコンセプトを設ける。その法人の社員である外国法事務弁護士が、その法人が受けた案件について権限外法律事務を行うことが当該弁護士法人の権限外法律事務となるという構成も考えられる。</p> <p>弁護士法人の権限外法律事務の取り扱いについて、その法人が雇用する弁護士又は外国法事務弁護士に対し、その法人は、雇用関係に基づく業務上の命令をしてはならない。 (外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法 49 条 1 項参照)</p> <p>弁護士法人の権限外法律事務の取り扱いについて、弁護士法人またはその社員が、同法人が雇用する弁護士又は外国法事務弁護士に対する不当な関与をしてはならない。 (外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法 49 条 3 項参照)</p>

<p>例 4 : 定款による法人の意思決定の関与 への制限</p>	<p>外国法事務弁護士の、弁護士法人の意思決定に対する関与は、定款で定められた範囲に制限する。</p> <p>(参考)</p> <p>公認会計士法 34 条の 10 の 2</p> <p>監査法人の行う第二条第一項の業務については、公認会計士である社員のみが業務を執行する権利を有し、義務を負う。</p> <p>2 監査法人の行う業務であつて第三十四条の五各号に掲げるものについては、監査法人のすべての社員が業務を執行する権利を有し、義務を負う。</p> <p>3 前二項に規定するもののほか、公認会計士である社員は、定款の定めにより監査法人の意思決定に関与し、又は補助者として監査法人の業務に従事することができる。</p> <p>4 第二項に規定するもののほか、<u>特定社員は、定款の定めにより監査法人の意思決定に関与し、又は補助者として監査法人の業務に従事することができる。</u></p>
---	--

参考：監査法人の業務管理体制整備義務

公認会計士法 34 条の 13

監査法人は、業務を公正かつ的確に遂行するため、内閣府令で定めるところにより、業務管理体制を整備しなければならない。

2 前項に規定する業務管理体制は、次に掲げる事項（第四十四条第一項第十二号、第四十六条の九の二第一項及び第四十九条の四第二項第二号において「業務の運営の状況」という。）を含むものでなければならない。

- 一 業務の執行の適正を確保するための措置
- 二 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施
- 三 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の第二条第一項の業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

## 平成 19 年の公認会計士法改正による監査法人の特定社員制度

### 1. 特定社員制度とは

公認会計士（外国公認会計士も含む<sup>1</sup>。以下同じ。）以外の者が、特定社員として日本公認会計士協会の登録を受けた場合に、監査法人の社員となることができる制度（公認会計士法（以下「法」という。）1 条の 3 第 6 項、法 34 条の 10 の 8 参照）

### 2. 趣旨、背景

監査法人の適切な業務運営を確保し、実効性ある組織的監査を実施していくためには、経営、財務、内部統制、IT などを含めた広範な知識と経験が必要となることを踏まえ、公認会計士以外の者にも監査法人の社員資格を認めることが適当であるとの金融審議会公認会計士制度部会報告の提言を受けて導入された。

平成 20 年 4 月 1 日施行。

### 3. 特定社員の権利・義務

監査法人において、監査証明業務（法 2 条 1 項の業務）を執行する権利と義務を有するのは、公認会計士である社員のみであり（法 34 条の 10 の 2 第 1 項、法 34 条の 12）、特定社員には、監査証明業務を執行する権利・義務はない。もっとも、特定社員は、監査証明業務を執行する権利・義務を有しないこと以外は、基本的に公認会計士であ

<sup>1</sup> 昭和 41 年の監査法人制度の導入当初より、外国公認会計士は、公認会計士と並んで、監査法人の社員資格が認められている。これは、外国公認会計士は、昭和 25 年の法改正以降、内閣総理大臣による資格の承認を受け、かつ、日本公認会計士協会による外国公認会計士名簿への登録があれば、日本の公認会計士と同様の業務を行える立場にあったためである（公認会計士法 16 条の 2）。



る社員と同様の権利を有し、義務を負うことになる。

#### 4. 弊害防止措置

公認会計士監査を適性に行い、特定社員による脱法的業務執行を防止するため、以下の弊害防止措置が取り入れられている。

- 監査法人の社員のうち、公認会計士である社員の占める割合は、75%以上でなければならない（法 34 条の 4 第 3 項、公認会計士法施行規則（以下「施行規則」という。）19 条）。
- 監査法人がその活動に係る重要な事項として内閣府令で定めるもの<sup>2</sup>に関する意思決定をその社員の一部をもって構成される合議体で行う場合には、当該合議体を構成する社員のうちに公認会計士である社員の占める割合は、75%以上でなければならない（法 34 条の 13 第 4 項、施行規則 28 条）。
- 監査法人は、業務管理体制として、公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置をとらなければならない（法 34 条の 13 第 2 項 3 号、施行規則 25 条 3 号）。

---

<sup>2</sup> 監査法人がその活動に係る重要な事項として「内閣府令で定めるもの」とは、①業務の執行の適正を確保するための措置、②業務の品質の管理の方針の策定、③公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置をいう（施行規則 27 条）。

経 歴

氏 名	渥美 博夫	
勤 務 先	〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-2 富国生命ビル 8階 渥美総合法律事務所・外国法共同事業	
学 歴	昭和 43 年	武蔵高等学校卒業
	昭和 49 年	東京大学法学部卒業
	昭和 56 年	ニューヨーク・ユニバーシティ・ロー・スクール修士課程 (M.C.J.) 卒業
資 格	昭和 52 年	最高裁判所司法研修所卒業
	昭和 52 年	弁護士資格取得 (第二東京弁護士会)
	昭和 57 年	ニューヨーク州弁護士資格取得
職 歴	昭和 52 年	田中・高橋法律事務所入所
	昭和 56 年～ 昭和 57 年	クデール・ブラザーズ法律事務所 (ニューヨーク) 勤務
	昭和 57 年	田中・高橋法律事務所 で再び執務開始
	平成 2 年	ブレークモア法律事務所に移籍
	平成 6 年	渥美・臼井法律事務所開設
	平成 15 年	渥美総合法律事務所に事務所名変更。
	平成 17 年	渥美総合法律事務所・外国法共同事業に事務所名変更

経 歴

氏 名	バニー・ディクソン	
勤 務 先	〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-2 富国生命ビル 8階 渥美総合法律事務所・外国法共同事業	
学 歴	1972 年	ペン・ヒルズ高等学校 卒業
	1978 年	ミシガン大学 (日本語及び政治学専攻) 卒業
	1981 年	ミシガン大学法学修士課程卒業
資 格	1982 年	ニューヨーク州弁護士
	2002 年	外国法事務弁護士 第一東京弁護士会
職 歴	1981 年－1984 年	長島・大野法律事務所 (東京) 勤務 (現在: 長島・大野・常松法律事務所)
	1984 年－1989 年	Mudge Rose Guthrie Alexander & Ferdon 法律事務所 (ニューヨーク) 勤務
	1989 年－1991 年	Breed, Abbott & Morgan 法律事務所 (ニューヨーク) 勤務
	1991 年－2001 年	Schulte Roth & Zabel LLP 法律事務所 (ニューヨーク) 勤務 1995 年 1 月パートナーに就任
	2002 年－2003 年	Morgan, Lewis & Bockius LLP 法律事務所 (ニューヨーク及び東京) 勤務
	2003 年	Dorsey & Whitney LLP 法律事務所 (東京) 勤務
	2005 年－現在	渥美総合法律事務所・外国法共同事業勤務